

高等小學書方手本第二學年用下甲種

K140.72
2.11
2下b

K140.72

2.11

2下b



高等小學書方手本

第二學年用下甲種

文部省

かけまくも畏けれど天皇皇后  
兩陛下の御齡六十を越えさせ  
給ひていよも御健かにましまし

竹の園生の御榮の年々々に  
いやまし行くを見奉るこそ  
國民の此上なき幸なれ。

特別保護建造物。

三

鳳凰堂莊嚴華麗。

四

高田

高田

資金融通抵當低

五

高甲下

利高步購買販賣

六

畫。翰。返。任。執。筆。皆。

七

每幅一印

潔。潔。要。慰。回。推。抄。

八

拜啓至急由相談相願度儀  
これあり明後八日午後二時

九

由伺致度候由都合如何に也  
折返し由一報願上候草々

十四日  
十四日

去年紙の極領は  
ハハは終日在書は待

戸上小百何年は年平  
下され度小家日



孝を爲國に死す有君親  
愆く天地を感賞を明神。

親おもふ心たまはる親心  
今日のおとづれ何とすらん。

關稅稅率從量從

十五

高田  
三十一

價協定雙務片務。

十六

燕趙韓魏齊楚秦

十七

高甲下

漢晉唐宋元明清

十八

拜啓先達は參堂迄は法馳走に相成り有り  
難くは禮申上供其の際は約束致供寄附金  
別紙為替を以て由送り申上供間由手數  
ながら然るべくは取計下されは供教具

滞手紙拜見仕儀過日由光來之節は何の  
風情もこれなく失禮致供由封入の為替早速  
先方へ相渡し別紙領收證由送り申上供間  
由落掌下され度供先は要用のみ草々

東岸西岸之柳色連綿不絕。

二十一

南枝小枝之梅雪落之香。

二十二

高甲子

權利。義務。遵奉。違。

犯。制。裁。訴。訟。辯。護。

救世濟民奮鬥努力

二十五

高三甲下

力宥怒愛撫慰藉

二十六

庭の若草茂り合ひ青柳絲を亂りつ池の浮  
草は波に漂ひて錦を曝すかとあやまたる。  
中島の松にかれる藤波の紫に咲ける色

青葉まじりの遅櫻初花よりも珍しく  
岸の山吹咲亂れ八重立つ雲の絶間より  
山時鳥の一聲も君の御幸を待顔なり。



履歷書

何縣何郡何村何番地  
何縣平氏伊平長男

矢野市太郎

明治二十七年三月三日生

一明治三十三年四月何縣何郡何村尋常高等小學

校ニ入學シ明治四十一年三月卒業

一明治四十一年四月ヨリ近藤商店ニ雇ハレ引續キ  
勤務

一賞罰ナシ  
右ノ通ニ候也

明治四十五年十月一日

右 矢野市太郎

沈着敏捷率直敦厚。

輕躁遲鈍執拗浮薄。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコ  
ト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我  
カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一  
ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我

カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實  
ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ  
友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レ  
ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ

習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ  
進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲  
ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義  
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶

翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ  
臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ  
遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシ

テ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ  
古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シ  
テ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シ  
テ咸其徳ヲ一ニセシコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

K14072-211  
-2下B



明治四十五年六月廿九日翻刻印刷  
明治四十五年七月二十日翻刻發行

著作權所有

明治四十五年七月五日  
文部省檢査濟

發賣所

東京市日本橋區新  
右衛門町十六番地

株式會社

國定教科書共同販賣所

高等小學書キ方手本  
第二學年用下甲種

定價金三錢

著者兼  
發行者

文部省  
日高秩父

翻刻發行  
兼印刷者

東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地  
東京書籍株式會社

代表者 原 亮 一郎

印刷所 東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地  
東京書籍株式會社工場

